

23. 大府市

要望事項回答

No.	要望内容	回答
【1】	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	医療・介護・福祉の充実を進めます。

【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①	★住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。	〔広域〕平成18年4月から実施しています。
(2) 障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。		
ア	★介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。	〔広域〕知多北部広域連合においては、障害者控除の対象者になるには、「要介護認定3以上であること」「6か月以上ねたきりであること」さらに「主治医意見書の状況が対象者に該当すること」を要件としています。
イ	★すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	〔広域〕現状では、障害者控除対象者であるか否かは、データ化されていないため、全ての要介護認定者に送付することは考えていません。要介護認定者の結果通知書を送付する際に、要介護3以上の方には障害者控除に関する案内文を添えています。
ウ	★「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。	〔広域〕知多北部広域連合においては、必要に応じて最新の「障害者控除認定書」を交付しています。複数年使用については、税務署と協議し、検討していきます。
③	★福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。	福祉給付金については、愛知県が見直しの検討を進めており、その動向を見極めた上で対応を決定する考えです。自動払いについては、大府市では老人保健法の改正（平成14年10月）時より、愛知県内トップで実施しています。
④	★老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくとも、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。	当市では、国の指導に基づき事務をしています。該当者には、勧奨のお知らせを送付しており、申請することにより、負担区分が変更されることとなり自動的に行なうことはできません。また個別に送付することについては、収入を合算することにより判定するため、同時送付が妥当だと思います。（申請漏れをなくす為）
⑤	★2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。	老人保健において高額医療費の支給申請を行ったものについては、後期高齢者医療において、新たに支給申請は行わない（申請を初回のみとし、2回目からは自動払い対応）します。また高額医療・介護合算療養費の支給については、現在、広域連合にて事務的な部分も含め検討中であります。
⑥	★子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。	現在入院・通院とも、現物給付で実施しています。

No.	要望内容	回 答
⑦	★国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。	国民健康保険税の軽減については、6割及び4割軽減の適用のため、今回の要望につきましては、該当しません。
⑧	★出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。	受取代理（受領委任払い）制度は、現在適用しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について		
①	保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。	〔広域〕減免制度の実施に際しては、①保険料の全額免除をしない、②収入のみに着目した一律減免をしない、③保険料減免分に対する一般財源の繰り入れをしない。を遵守します。
②	介護保険料について	
ア	★低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	〔広域〕第3期介護保険事業計画において独自減免制度を実施しています。
イ	減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。	〔広域〕不動産の所有については、減免の審査対象としていませんが、預貯金については世帯単位で350万円（世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円を加算した額）以下としています。なお、国は一律減免を禁じています。
(3) 利用料について		
ア	★低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。	〔広域〕第3期介護保険事業計画において独自減免の要件を緩和しました。
イ	低所得者の高齢介護サービス費の限度額を引き下げてください。	〔広域〕高額介護サービス費の限度額の引き下げは、平成17年10月からの介護保険制度改革において、低所得者対策の観点から、国において新第2段階の設定がなされており、独自の限度額の設定は考えていません。
ウ	2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。	〔広域〕独自の減免制度は考えていません。
④	要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。	〔広域〕知多北部広域連合では、平成19年4月1日から「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」の提出をもって、貸与の要否を判断しています。また、居宅介護支援事業所等へは、書類の作成にあたって、できるだけ容易な作成方法を周知しています。

No.	要望内容	回 答
(5) 地域包括支援センターについて		
ア	★地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。	〔広域〕 地理的条件及び社会的条件等を考慮して日常生活圏域を設定し、地域包括支援センターを設置しています。職員の配置は国基準を上回っています。
イ	介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。	〔広域〕 知多北部広域連合に地域支援担当を配置し、各地域包括支援センター間の調整や助言に努めています。また、各市町単位で地域包括支援センター、保健担当部局及び福祉担当部局の連絡・調整会議が定期的に開催されており、連携を深めています。
ウ	民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。	〔広域〕 平成19年度より、包括的支援事業委託料に加え、特定高齢者把握事業委託料を新たに設け、地域包括支援センターの業務量増加に配慮しています。
(6)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようしてください。	〔広域〕 入所施設及び地域密着型サービスの基盤整備については、第3期介護保険事業計画の実現に向け、知多北部広域連合及び関係市町と連携して進めています。また、関係市町において国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用した支援を推進しています。
(7) 人材確保と質の向上のために		
ア	ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。	〔広域〕 知多北部広域連合独自の研修事業として、介護支援専門員・サービス事業者合同研修、介護支援専門員研修を開催しています。さらに、愛知県主催の研修会などへの参加を促しており、介護支援専門員の資質向上の一助となるよう取り組んでいます。
イ	介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。	〔広域〕 知多北部広域連合では、事業所に対する指導監督等を通じて勤務状況を把握し、適切なサービスが提供されるよう指導・助言に努めています。また、労働基準監督署や県労働局からの通知等については、事業所への情報提供に努めています。
(2) 高齢者福祉施策の充実について		
①	地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。	〔広域〕 地域支援事業の任意事業は、現在のところ介護サービス適正実施事業、認知症高齢者見守り事業、福祉用具・受託改修研修事業だけとし、他の保健福祉事業は、市の単独事業として実施しています。
②	配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	〔市〕 対象者の状況に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、最大週7日間 夕食を配食しています。閉じこもりを予防するための施策としては、高齢者の集いの場の設置を勧めています。
③	独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。	〔市〕 ごみ出しの支援については計画していません。
④	要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設げず支給してください。	〔市〕 要介護4・5の在宅高齢者に心身障害者扶助料を所得制限なしで支給しており、変更の予定はありません。
⑤	住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。	〔市〕 非課税世帯40万円、課税世帯20万円の上乗せを実施しています。

No.	要望内容	回答
⑥	★介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。	[市] 地域巡回バスを市内4コースで運行中です。平成18年度から「高齢者の集い場」の設置推進に向け支援をしています。

2 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

①	★公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。	【国民健康保険料（税）】 国民健康保険税の負担増を軽減する対策については、現在の社会経済情勢など各方面の状況を把握しながら、検討していきたいと思います。
		【介護保険料】 【広域】介護保険料に関しては、国施策としての激変緩和措置のみの実施となっています。独自な対策は考えていません。
②	市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。	【国民健康保険料（税）】 現在、厳しい財政状況のため、保険財政に余裕がありません。そのため、国民健康保険の減免制度については、拡充する考えはありません。なお、現在の国保の減免規定については、被保険者に周知するよう今後とも努めてまいります。
		【介護保険料】 【広域】考えていません。（ただし、平成17年度減免決定者のうち税法改正による平成18年度減免対象外の所得段階に移行された方はいません。）

3 高齢者医療の充実について

①	★2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。	70歳以上の高齢者の負担割合を1割に据え置くための医療費助成は、厳しい財政状況から保険財政に余裕がなく、現在のところ実施の考えはありません。また老人医療費助成制度についても、すでに県内では制度を廃止した自治体もあり、県では福祉医療制度見直しを検討中ですのでこの検討結果を踏まえ、各自治体の状況も確認しながら結論を出す考えです。
②	福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。	県では福祉給付金制度を含め福祉医療制度全般について、現在見直しを検討中ですので、この検討結果を踏まえ結論を出す考えです。
③	★後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。	後期高齢者制度の減免については、県広域連合で行うものであり、市独自で設けることができません、また、保険料滞納者への短期証、資格証明書の発行は広域連合が行うのですが、その運用に当たっては、被保険者の事情などについて、市としても十分協議をして行われると考えています。

4 子育て支援について

No.	要望内容	回 答
①	★中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。	平成19年10月から、乳幼児から子ども医療費に名称を改め入通院とも15歳に達する日以後の最初の3月31日まで医療費無料制度を現物給付により実施しています。
②	★妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。	平成19年度から、妊婦健診14回、産婦健診1回の無料受診券を交付しています。
③	妊産婦医療費無料制度を新設してください。	現状では特に考えていません。
④	就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。	就学援助受付は、学校だけではなく、教育委員会学校教育課でも行っています。

5 国保の改善について

①	制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。	制度の運用については、法にのっとり運用しています。しかしながら、財源を必要とする制度である以上、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方も必要かと思われますので、ご理解をお願いします。
② 保険料（税）について		
ア	★保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。	現在、厳しい財政状況のため、保険財政に余裕がありません。そのため、国民健康保険の減免制度については、拡充する考えはありません。なお、国保税の軽減措置がありますので、ご理解をお願いします。
イ	★就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。	国民健康保険税の負担については、応益応能という制度があります。そのため、所得割、資産割、均等割、世帯割の負担をしていただいておりますので、ご理解をお願いします。
ウ	★前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。	現在、国民健康保険の減免制度については、拡充する考えはありません。なお、国保税の軽減措置がありますので、ご理解をお願いします。
エ	★所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。	現在、国民健康保険の減免制度については、拡充する考えはありません。なお、国保税の軽減措置がありますので、ご理解をお願いします。
③ 保険料（税）滞納者への対応について		
ア	★資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。	国民健康保険は、被保険者間で保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。したがって、資格証明書や短期保険証は、保険税の収納を図る一つの方法です。資格証明書の発行実績はありませんが、ご理解をお願いします。
イ	★保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。	保険税の納税に関しては、本人との納税相談や申出により分割納税などの方法を取り入れています。したがって、加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえは行っていませんので、ご理解をお願いします。
ウ	★保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。	保険料（税）の滞納されている方については、納税相談を受けていただいた上で、高額療養費の「限度額適用認定証」を発行しています。

No.	要望内容	回 答
④	国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。	今後の状況を把握しながら、検討していきたいと思います。
⑤	一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。	現在の国保の減免規定については、被保険者に周知するよう、今後も努めていきたいと思います。
⑥	国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。	傷病手当や出産手当金の任意給付につきましては、保険財政に余裕がないこともあります。現在のところ実施する考えはありません。

6 生活保護について

①	生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。	生活保護の要件に照らし、適正な保護の実施をしています。
---	---------------------------	-----------------------------

7 障害者施策の充実について

①	4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。	国の制度による低所得者対策への助成制度を実施していますので、市独自の減免制度は現在のところ考えていません。
②	補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。	当市は、精神障害者の地域活動支援センターについては、利用料金を無料としているところあります。日常生活用具給付や移動支援については、市民税非課税世帯については5%負担とし、月額上限も国制度と同様に設定しています。
③	移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。	通学・通所・通勤については、長期にわたるものもあるため、原則認めていますが、介護者の状況により一部認めています。また、従来より移動支援についても、申請者の方との面接により、上限を設けずに必要な時間を支給しています。
④	★精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。	通院による治療については、自立支援法に基づき受給者証の交付を受けている方には、自己負担分の10%を市単独で助成しています。また、入院については精神の病気のみ自己負担分の2分の1を市単独で助成しています。
⑤	障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。	施設利用については、契約制度導入前の基準において、給食費も含めた料金を応能負担としており、軽減しています。
⑥	学齢障害児（小学生～中学生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。	児童デイサービスとしては、小学生までを対象に、日中一時支援としては、中学生以上を対象に実施しています。また、長期休暇中の移動支援については、期間中の増加希望に対しては、面接し、必要な時間を認定しています。
⑦	地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。	地域活動支援センターについては、Ⅲ型として年間750万円の委託料で運営をお願いしています。また、小規模授産施設に対しても県補助金と併せ運営費補助をしています。今のところ市単独の補助につきましては、考えていません。

8 健診事業について

No.	要望内容	回 答
①	★特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし個別医療機関委託も実施してください。	歯周疾患検診については無料で実施しています。特定健診については、現在検討中です。がん検診については「応益負担」という観点から費用を負担していただいております。ただし、70歳以上の方と生保、非課税世帯の方は無料としています。個別方式については、特定健診と歯周疾患検診について検討中です。
②	歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。	歯周疾患検診については、個別通知を実施するなど節目年齢への個別医療機関委託を検討中で、従来の集団健診での希望者のみへの実施よりも歯科保健が充実できると考えます。 75歳以上の健診については、従来どおり希望があれば、毎年受診できるように検討中です。
③	子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。	ご希望があれば、毎年受診できます。
④	前立腺がん検診を年1回受けられるようしてください。	ご希望があれば、毎年受診できます。

【4】 国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1 国に対する意見書・要望書

No.	要望内容	回 答
①	宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置しないでください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁の上、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたび陳情書についても、12月議会に向けて同様の取扱を行っていきます。
②	後期高齢者医療費制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。	
③	介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。	
④	子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。	
⑤	消費税の引き上げは行わないでください。	

2 愛知県に対する意見書・要望書

No.	要望内容	回 答
①	2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁の上、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたび陳情書についても、12月議会に向けて同様の取扱を行っていきます。
②	福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。	
③	後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。	
④	子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。	
⑤	削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。	
⑥	精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。	
⑦	4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。	

3 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①	保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁の上、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたび陳情書についても、12月議会に向けて同様の取扱を行っていきます。
②	低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。	
③	保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。	
④	健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。	
⑤	県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。	